

## 研究ノート

# 戦前、大阪で発行された『民衆時報』に見る 在阪朝鮮人の実態 (2)

金 賛 汀

1. 選挙に蠢く融和団体
2. 朝鮮人に家を貸さない家主
3. 朝鮮市場の支配権をめぐる争い
4. 融和団体についての糾弾
5. 朝鮮文化の高揚に胸を張る在日社会

キーワード：在日朝鮮人・在阪朝鮮人・  
1935年『民衆時報』

### 1. 選挙に蠢く融和団体

前号では『民衆時報』の創刊号と2号の一部について解説して、その記事から当時の朝鮮人達の生活の一部をかいまみたが、引き続き見ていきたい。

2号の紙面で特に目を引く記事は、選挙に関する記事である。(1)で記述したように各種の融和団体が選挙時になると票の売買に蠢動したが、その実状がルポ形式で記載されている。

#### 在阪朝鮮人団体各種会合傍聴記

松都（開城の別名）末期にはプルガサリ（熊、象、牛、虎、を合体した姿をなし、鉄を食らい邪気を追い払うという想像上の動物—松都末期のプルガサリとは極度に相手を卑しめるときに用いる用語）が名物だが、現代の大阪では選挙運動ブローカの融和業を表看板にする朝鮮人

団体が名物である。彼らは、大阪全市に三百予団体も存在している。名だたる親分ともなると選挙に立候補しようという有名人達はその会の顧問になり、些細なことで警察の厄介になった朝鮮人がいると、親分がその会の顧問達に頼み込んで「身元引受人」になってもらい、恩を売り込むのである。このような融和ブローカには、阿片患者、そのひぐらしの渡世人、ばくち打ち、詐欺師のような輩であり厚かましくも出来もしないご託を並べ立て動き回っている。

日本人市民の目にはこれが朝鮮人の実状のようにも見えており、朝鮮人の目にはそれが日本当局の融和方針のようにも見えて、もともとそうでなかったものが、そのような見解で固まり、それが固定化してしまった。

いずれにしても、選挙期ともなれば親分達は金儲けの時はこの時とばかり、あれこれの人の名前を載せた、いわゆる選挙立候補者推薦状を発行する。そして、なにも知らない会員達は特定の立候補者に投票する事になる。

このような団体が万一ニューヨークにでもあれば、親分は選挙の時だけで何十万円の収入が得られるであろうが、大阪ではせいぜい小遣い銭ぐらいであろう。平素は人が唾を吐きかけ、後ろ指を指す事件師の生活から抜け出せない現代のプルガサリであっても、資本家が金を散蒔くところでなければ羽振りも利くまい。

1927年から日本でも普通選挙が実施された以後、このような朝鮮人団体事件師も横行するようになったのである。普通選挙を巧妙に利用する輩は、誰よりもこの種人間である。時あたかも、今年の9月には府議会選挙があり、来年4月には総選挙が実施されるから、この種の事件師達にとっては、自らの勢力を誇示し、暗躍する時が来たのである。この頃、各地で彼らは先を争い各種の大会や総会なるものを開き、時には宴会を開催して、はでなお祭り騒ぎを繰り広げている。

だからといって、総ての団体がそうではないのかもしれない。百聞は一見にしかずというから、先入観を捨てて、実際にそれらの大会を傍聴してみるのがなによりであろう。私も傍聴が好きな一人の人間として、何か所かで見聞してみた。ここに民衆時報の紙面を借りて一つ二つ紹介してみよう。

\* \* \* \*

6月24日、降り続いていた雨も晴れ上がり、午後6時10分、紅い夕日が西の空に浮かんでいる夕暮れ時の道を天六交差点を渡り、北市民会館の会場に至った。ここが韻羅親友会第8回定期総会会場である。入場は無料であるので遠慮せずに入場した。

「あれれ、大層あつまつて来たものだ」

このような声があちらこちらで聞こえる。開会時間が遅れる朝鮮人集会の慣例どおり、丁度30分遅れた7時に大満員になるや、周明植氏から開会宣言がなされ、さらに「一日中重労働をされたにも関わらず、かくも多数の人簿とが参加して下さったことを心から感謝します。」と言うような発言があり開会の挨拶が終わった後、臨時の議長と書記二人が選出された。

騒がしい群衆のなかでの議事の進行で、最後に座っている私には声が小さくてよく聞こえ

ない。大会は進行して経過報告に入った。金縁眼鏡にモーニング姿の40歳ぐらいの男が一人登壇して、流暢な日本語で挨拶をした。一寸見たところ日本人賓客の祝辞の挨拶のようにも思えたが、いや、そうでなく「イマカラケイカホウコクニウツリマス」と言う言葉が飛び出し、それで、その男が会長の朴春基氏だと知った。

聴衆は遠くの山でも見るようなぼんやりした表情でいるので、日本語の報告が分かるのかどうか訝ったが、理解できる者は三分の1にも、ならないのではないかと思われた。会長が顎を上げると金縁眼鏡が電灯の光でピカピカ光った。議事は何の障害もなく進行して役員には結局万年会長である朴春基氏が再び選出された。議案は天六支部を新たに設置すると言うだけでそのまま可決された。

祝辞に入り代議士の上田考吉氏が登壇するや、朴春基氏会長を通訳にして挨拶を述べた

「いやあーあんなに日本語が上手な会長がなんであんなに朝鮮語が下手なのだ」

「いや、日本語の挨拶は官憲にする報告で、挨拶は朝鮮人聴取に聞かせる為なんだ」

そのような、雑音が彼方こちらで聞こえてくる。そんな中で人々の注目を引いたのは、挨拶をする代議士の常任顧問に会長が通訳の傍ら懸命に団扇で風を送る姿である。

「父母にも成せない冬温夏清の行いをこんなところで示しているのか」

「そんなことより聴取が理解できない日本語で経過報告とは一体なんだ」

会員でない見物人達が多いのであろう、そのやかましこと。

「一団体の一年一回の定期総会だとしても大衆の生活問題には全然触れず、幹部の人物自慢だけというのは一体なんだ」

「彼奴らの遣ってきたこと、やろおとしてい

ることはそんなものなんだ」

聴衆のうわさ話は途切れることがない。それを阻止しようとする役員との間でやりとりが起きる。そんな中で突然拍手が起きると、忘れていたものを思い出したように釣られて拍手をする人が出る。その音で、汗をばたばた流して鼻を鳴らしながら眠りこけていた人が驚いて目を覚まし、一緒に拍手する姿は、さも、滑稽である。聴取者はどんな印象を持ったのであろう。

総会が終わった後、宿舎に帰ってきてみると畳の上で南京虫も大会を開き、寝入っている人の血を腹一杯吸っていた。

このルポでは「1927年から日本でも普通選挙が実施されたため……」とあるが、それは1925年5月公布の「普通選挙法」のことであろう。日本に議会が開設されたのは1889年のことであり1890年に最初の衆議院選挙がおこなわれて、第一回の帝国議会が招集された。その後、台湾、朝鮮は日本の植民地となったが、選挙区が設置されず選挙は実施されなかった。これら、植民地で参政権問題が提起されるようになったのは1919年の「3・1独立運動」以降日本政府の「内鮮一体」「一視同仁」の宣伝の中から「親日派」を中心に朝鮮で衆議院議員選挙を実施するよう請願がなされたが、これにたいして日本政府は比較的好意的に対処したが、時期尚早と請願を却下した。

台湾でも同じ時期、参政権問題での請願がなされたが、その内容は朝鮮と違い「台湾議会設置の件」として植民地議会の設置を求めて日本政府に請願していた。その要求には台湾の自治権の拡大、そして終局的には台湾独立に連なる

運動と言うことで日本は厳しい弾圧を加えた。

1925年の「普通選挙法」が公布されるまで、日本の選挙は「制限選挙」であったが「普通選挙法」公布後は「帝国臣民たる男子にして年齢25歳以上の者は選挙権を有す」と規定され朝鮮、台湾出身者で日本に在住の25歳以上の男子は「帝国臣民」として選挙に参加出来るようになった。それ以降在日朝鮮人も選挙に参加しており、彼らの票目当てに親日融和屋が暗躍した。このルポはそのような実状の一端を伝えている。

このルポのなかでも、当時の在日朝鮮人の多くが、日本語を解さない、と伝えているが投票はどのようにしたのであろうか。1935年末の在阪朝鮮人の人数は202311人<sup>(1)</sup>であるがそれらの人々について「総数の約5分の2は全く無学文盲なり……国語に習熟せる者僅かに男子の3分の1……」<sup>(2)</sup>と報告されている。ここで言う「無学文盲」と言うのは日本語の文字を知らないということである。大阪では在日の人々の投票は日本語に限定されていたのだろうか。東京での事例を新聞は「これらの（在日の人々）有権者の中には朝鮮字投票する者が相当ある見込みなので、東京府では急におん文字書を作り、各開票管理者に送付した。各開票管理者の方でも少々面食らった型で、早速おん文字の勉強に取りかかっている」<sup>(3)</sup>と報じており、在日に人々に対する配慮の形式を取っている。しかしこれは配慮でも何でもなく「一視同仁」「内鮮一体」の植民地支配体制を内外にアピールする、宣伝として利用されただけである。1932年は日本が中国東北部を侵略して「満州国」を樹立して「五族協和」を高々と宣伝していた時期でもあり、諸外国に在日朝鮮人に対してもこれ

(1)内務省警保局 内地在留朝鮮人出身別調、1935年12月末

(2)大阪府内鮮融和事業調査会 『在日朝鮮人問題ト其

ノ対策』

(3)東京朝日新聞1932年2月3日付

だけの配慮をしていると言う、ポーズを示すことで「五族協和」に日本が真剣に取り組んでいるという宣伝にしたのであろう。この時期、日本国内での選挙ととして、その結果は在日にとって「主権在民」とは何の関係もない茶番劇にしか過ぎなかった。

## 2. 朝鮮人に家を貸さない家主

『民衆時報』の記事にはルポあり、対談あり、漫談での風刺あり、と記事の形式が多様である。大衆化路線を堅持しようとした結果の現れであろう。2号7面の「閑談、満評」も深刻な住宅問題を大衆に分かりやすく説明しようとする試みであろう。

### 閑談；満評(2) 住宅問題に対して

#### ブローカーを駆逐しよう－愚隠洞天人

李 日本国内に居留する朝鮮人社会の中で最も重大な問題の一つに住宅問題がありますね。「我々に住宅を与えよ！」「我々にも家を建てる土地をあたえよ！」これは現在日本に住んでいる白衣（朝鮮）民衆の絶叫ではないでしょうか。

しかるにこの問題を解決するために、いかなる対策が立てられなければならないのか？また、それに見合った運動が当然展開されていないなければならないのに、そのような対策や運動があるとは聞いていない。我々は今、この問題の解決を促すために、この問題の原因を究明しなければならないと考えます。

繰り返して言うならば、どうして我々朝鮮人は、日本銀行が発行するお金を持っていても、貸すために建ててある家を借りられないのか、家を建てる土地を買うことが出来ないのか？この原因を探してみようということで

す。その原因が究明出来れば対策も立てられることでしょう。

長年、大阪に住んでおられるおのおの方は、それらの原因についてよく御承知のことと思いますが、そのことをお話頂けませんか。

高 本当にそうですね。それは大問題ですよ。人が人の住むところに来て、寝る場所もなく路傍でさまよったりする以外にないというのは、人道上からも許されないことであり、私が行く教会でもしばしば問題として話されるのですが、朝鮮人側にも過失はあるでしょう。日本人家主はよく言います。「朝鮮人全体がそうだと言うのではないが、多くの者は都市生活の経験がないこともあって、公衆道徳を守らないので日本人の近隣の人々が嫌がるので、家を貸してやれない」と言う。この様な点については、我々は自ら皆が注意して皆が反省しなければならないと思います。

朴 ほう！時にはおかしな意見もあるものですね。本当に朝鮮人が騒がしくて、近所の人が嫌がるので家を貸してくれないとお思いですか？

有り体に言えば朝鮮人に金がないから貸すのを嫌がるだけのことで、金があれば少しぐらい騒がしい程度でなく、楽団を持っていても家主は喜んで貸してくれるものですよ。

鄭 もし朴兄の言うとうりだとしたら単純に「金がない」と言うことだけが理由になるのだが？

朴 そうではないのですか？ご覧なさい、日本人でも無産階級に属する人々には、我々と同じように住宅難ですよ。資本主義社会ではお金さえあれば、大抵のことは解決するのです。

鄭 勿論、朴兄のお説が最もだということは分かりますが、この問題は単純に金の問題だけではないように思われます。なぜかと言えば

日本人無産階級の住宅難は、その程度において我々の住宅難と同じではないですからね。それ故、我々はこの問題の解決には常に我々に憑いて回る、特殊的重圧性を抜きにして論じることはできないということです。李兄、そうではないでしょうか？

李 あなた方の意見は正しいと思います。そのほかの事情も考えられますが、今日は夜も遅くなった事ですので話は又次の機会にしたいと思いますが、一つだけ指摘しておきます。

皆さんもご存じの事ですが、大阪の朝鮮人社会では、朝鮮人であって朝鮮人でない者達が多いのです。これらには悪質な者が多いということです。この悪質な連中は梅毒菌のような存在です。梅毒菌は内からは骨髓を侵し、外からは顔面を崩して醜くしてしまふ。それ、対内的には無知な労働者を私腹を肥やす種にしている。住宅難問題でも彼らの蠢動によって問題を更に難しくしている。

例えば、住宅ブローカ達は家賃を自分の懐に入れ家主には渡さない。家主はそんなことを知らないで朝鮮人は家賃を払わないと腹を立てている。そんなことが多いのです。

朴 そのとおりです。彼らのために住宅問題はさらに難しくなっているのです。

鄭 彼らを追放したいものですね。

李 問題はそこにあります。我々は悪質ブローカを大阪から追放するために、社会的な何らかの機関を組織して、その方法を考えなければならぬと思います。

一同 そのとおりです。

在日朝鮮人の日本での生活が始まった時、その、もっとも深刻な問題は住宅問題であった。

土木の飯場、炭坑の炭住、紡績女工の寄宿舍など、初期に労働者募集で日本に渡ってきた人々は、それなりの宿泊施設が粗末ながらも設置されていたが、第一次大戦時の労働者不足を朝鮮からの労働者募集で補ったことから大量の朝鮮人労働者が、大阪、京浜などの零細企業に働くようになるにつれ、住宅も自分で確保せざるをえずその住宅の確保が至難のことになっていった。生活、文化、風俗、習慣が異なり、その上、最低の賃金労働者であった朝鮮人に家を貸してくれる家主はほとんどいなかった。辛うじて借りられたのは、生活環境が極めて劣悪な条件の家屋—例えば雨が降れば必ず冠水するようなゼロメートル地帯に建てられた長屋や廃屋に近い家屋などであった。1935年当時になってその問題は解決の兆しを見せていない。此の記事ではその原因を貧困と文化的な異質性、朝鮮人の無知と貧困につけ込み彼らを食い物にしている融和屋のばっこを指摘し、それらを総合的に「特殊的重圧的關係」と表現している。その最大の要因は言うまでもなく、植民地支配それに伴う民族差別問題であるが、それに直接言及すれば新聞の発刊停止処分を招くという判断から「特殊的重圧的關係」と言う極めて曖昧な表現になったのであろう。

1930年当時の大阪市の朝鮮人の住宅難について、大阪市の報告では「極端なる在阪朝鮮人の借家難は固より住宅供給状態の不良に基因するものではあるが、この傾向を一層助長するものは在阪朝鮮人の大多数が家賃の支払い能力を持たないことと、内地人家主中に一般に朝鮮人借家人に対して自己の借家を解放する事を欲しない者も少なくないことである」<sup>(4)</sup>としており、現実的な問題点として、家主が朝鮮人に家を貸

(4)大阪市社会部調査 『本市に於ける朝鮮人住宅問題』

昭和5年7月

すことの、その拒否の理由について同報告書は、  
 1 家賃を滞納すること 2 家屋の使用が乱暴、不潔なこと 3 一軒に群居することの3点を挙げている。

しかし、同じ大阪市の報告書ではこの結論とは違った調査結果が出ている。

大阪市が1937年8月から10月にかけて実施した不良住宅調査<sup>(5)</sup>では、一定の基準に達しない家屋を不良住宅と定め、それらの家屋が10戸以上ある地域を総て対象にして調査を実施した。その調査不良住宅数は17,896戸。そのうち朝鮮人住宅の件数は記載されていないが門灯の有無の調査で「内地人13,503戸」「朝鮮人3,565戸」との数字があり、ほぼそのような比率であるように考えられる。因みに内地人の92.9%、朝鮮人の98.4%の家屋に門灯が無いという。

この調査に家賃の滞納の比較統計も記載されておりその統計は次のとおりである。

家賃の滞納比較統計

	滞納の 無い者 戸	滞納の 有る者 戸	合 計 戸	総数に対し滞納 ある者の割合 %
内地人	5,267	6,204	11,471	54.08
朝鮮人	1,347	1,230	2,577	47.72
合 計	6,614	7,434	14,048	52.91

備考 本項目は家主について調査したるものであるから家主が遠隔の地に居住してゐるため調査し得なかつた住宅を含まない  
 大阪市社会部 『本市に於ける不良住宅調査』  
 昭和13年5月

統計数字では「総数に対して滞納のある者の割合」として内地人54%、朝鮮人47.2%と言う数字出ている。同じような条件では家賃の滞納率は日本人のほうが高くなっている。最も滞納

者の3カ月以下の滞納率は日本人34.1%朝鮮人45.9%と朝鮮人のほうが高率である。滞納が長くなれば朝鮮人は追い出され、日本人はもう少し待ってみようと言うことであるのだろう。この滞納率の結果からだけでは朝鮮人は家賃を払わないから家賃を貸さないというのは事実ではないようである。

二つ目の理由、「不潔乱暴」は風俗習慣文化の違いなどから、そのように受け取られた事柄が多かったと思われる。例えばニンニクを食さない日本人から見れば、ニンニクの臭いを嗅ぐだけで不潔と感ずるような時代であったのだろう。

3つ目の理由である群居するという問題について大阪市の調査報告では「1戸当たり平均居住世帯数は内地人居住の住宅では1.1世帯、朝鮮人居住の住宅では1.78世帯であって朝鮮人居住の住宅が0.59世帯多きい。」<sup>(6)</sup>と記載している。確かに日本人と比較して少し高いが「群居」という状況ではない。在日朝鮮人の住宅難問題は貧困と言う問題が最大の要因ではあったとしても、記事で指摘されている「特殊的重圧の関係」に伴う民族差別問題がそれと同じぐらいの比重を占めていたのであろう。

8面に労働者の「我々の工場生活」という手記が掲載されている。当時の朝鮮人労働者の工場生活の一端をかい間見せてくれる。

### 我々の工場生活

此の紙面で、私が労働者の生活がどのようなものであるかを話さなくても、読者諸氏はよくご存じのことでしょう。しかし、もう一度私の煮えたぎる思いを聞いてください。

(5)大阪市社会部調査 『本市に於ける不良住宅調査』  
 昭和13年5月

(6)同上

大阪には20万の朝鮮人労働者が生活している。彼らの中では自由労働者が最も多く、その次にはガラス工場労働者が多い。100名内外の小規模工場の多くは、ほとんどの労働者が朝鮮人で2、3人の日本人労働者が居るだけである。私が働いている〇〇工場でも150人の工員中半数以上が朝鮮人労働者である。友よ、考えてみたまえ、何故ガラス工場では日本人労働者よりも朝鮮人労働者が多いのか？それは衛生設備とか、その他、総ての待遇、すなわち労働条件が他の産業労働者よりも劣っているからである。

\* \* \* \*

ここで私は硝子工場労働者達の生活を皆さんに知ってもらうため、私が今いる〇〇工場の状況を紹介しようと思う。この硝子工場には約140人の職工がいる。そのうち81人が朝鮮人労働者である。工場は近代的な機械を使っており、工場主は大阪の政財界に相当の勢力がある現代資本家の一人である。労働者達は朝、8時から夕刻7時までの11時間、休みは45分の昼食時間があるだけ。賃金は初任給で日給70銭。一年が経過しても一銭も上がらない。我々のような研修工や臨時工の待遇はひどいものである。製品の瓶を一瓶でも割れば、本工の職人達から真っ赤に焼けている作業棒で頭を分殴られる。これに反抗したりすると監督にほったを張られるのが落ちで何の得にもならない。日本人職人達は会社の株を一二株与えられており、彼らは自分たちは株主だという意識があり、勤勉に働くばかりか優越感から朝鮮人研修工や臨時工を常に虐待している。此の工場には〇〇〇が有るが会社に入った後6カ月が経過すると団員になる資格が与えられる。

朝鮮人の青年の中には〇〇服に〇〇〇〇〇を

被り自分が最も〇〇人で有るかのように振る舞う奴等もいて、これがまた大変である……。

この〇〇の伏せ字は「協和会」とか「国民」とか「日本」などの文字のようである。それらの伏せ字が警察の事前検閲によって強制されたものか、「自主的」なものかは判明していない。この伏せ字は他の紙面にも見られる。

この手記にある硝子工場労働者について1925年(大正14年)2月、大阪市社会部の調査報告書「硝子製造従業者の労働と生活」では朝鮮人労働者の雇用のいきさつが報告されている。それによれば第一次大戦以後の労働力不足の中で「徒弟の実質を持った幼年工の減少は之を補充するに非常の困難と見なされて居た折しも、偶々朝鮮人労働者の渡来するものありその賃金の低安なると熱気に対して割合に無頓着なことは硝子製造業労働者としてその徒弟に代用され、然も現状においては朝鮮人労働者は益々需要の増加をまねく傾向を呈している。」と記述されている。

1935年12月末現在在阪朝鮮人労働者数は111,284人、そのうち硝子製造業労働者は9,143人を数えた<sup>(7)</sup>。当時の典型的な3K産業であった硝子製造の工場労働者として、朝鮮人労働者がいかに多く従事していたかは此の数字からも判明する。在阪労働者の中で、硝子製造工場労働者よりも単独の職種で人数が多いのは、土工夫の14,644人<sup>(8)</sup>だけである。当時、此の硝子製造工場で働く朝鮮人労働者の賃金は日本人労働者の約半分であると言われている。1935年当時の硝子工場で働く朝、日労働者の賃金比較統計は見あたらないが、1931年の大阪市の調査<sup>(9)</sup>によれば、大阪市の窯業労働者の日本人労働者の

(7)内務省警保局 内地在留朝鮮人職業調査  
1935年12月末

(8)同上

(9)大阪府社会部 『大阪府社会事業年報』 1931年

賃金の総平均は1日214.1銭、朝鮮人の総平均は108銭であるという。同調査によれば、硝子工業で働く朝鮮人労働者の比率は全体の36.2%に達していた。

以上が2号の在日関係の主な記事である。

3号(1935年8月1日)の記事は「社説」で再び「事件ブローカを一掃しよう」と内鮮融和を唱え私腹を肥やしている事件ブローカの排撃を訴えている。此の号では創刊号から続いた事件ブローカ排撃紙面に、事件ブローカ側の妨害中傷も激しいものがあり、それに対する反撃の記事が極めて多い。5、6面を使って「隠蔽することのできない事件ブローカの正体」「本報記事を恐喝にねつ造」などの記事になっている。

### 3. 朝鮮市場の支配権をめぐる争い

4面に現在の大阪市生野区御幸森の朝鮮市場についての当時の状況を伝える記事が掲載されている。

#### 東大阪朝鮮人の唯一の朝鮮市場廃止説

#### 新市場建設は事実なのか

#### 現市場廃止説は事実無根

朝鮮人の日常必需品を売買する大阪市東成区猪飼野中三丁目朝鮮市場の移転問題に対して、同胞社会においては数々の風説があるが、それらの風説は現在の朝鮮市場を廃止して猪飼野四丁目木村土地合名会社所有地に、衛生設備を整えた立派な市場を建設することを計画中であるというものである。

しかし、この朝鮮市場は東大阪に住む朝鮮人の多くに、日常生活必需品を供給しているだけに、市場の処遇問題は何人かの個人的利害関係

だけでは処理されてはならず、ましてや、行政が衛生設備の整った消費者に便利な市場の建設をできず、市場の商人達の生活問題も解決できない以上、簡単に処理できる問題ではない。

勿論、消費者としては設備が完全で、商業道徳が守られている市場こそ、安心して品物を買うことが出来るというものではあるが、大阪に生活している朝鮮人の生活条件が、その日その日をようやく延命し、多くの困難が存在するような状況下では、消費者自身が積極的に市場新設運動を展開できる条件はない。又、当局も此の問題に関心がないにも関わらず、市場移転が風説として流され、市場の商人達の不安をかき立てている。記者はその間の事情を当局者を訪ね聞いてみた。

#### <現市場廃止云々は根拠のない虚説—鶴橋警察署保安係某氏談>

現市場廃止云々について様々な噂が流れているが、それはまったく根拠のない流言で、新設されるという市場についても、正式に申請手続きがなされていないため、それについてはなんにも判明していない。ただ、他の市場の妨害にならないように、適正な場所に作られるようにしなければ、正式の手続きをしても許可にならないこともある。

元来、現在の朝鮮市場は正式に公認されたものではなく、交通の障害にもなり、衛生設備の不備から、当局としては極力廃止させようとしたが、風俗習慣の違い、言語が通じないために他に就職もできず、菜田で野菜を摘んで露店でそれを売り、生活している彼らの生活から市場を奪うことは、彼らの生活手段を奪うことと同じである。それ故、彼らの失業対策上、黙認してきたのであるが、そんなこともあり、もし、新市場が建設されたとしても、市場の強制的な廃止は考えなければならない問題であろう。



現市場の廃止説が流布されているのは、すばっしこい商人が市場の暴落で儲けようと計って流したのではないだろうか。

#### <新市場を建設準備中—最初はアパート式で私設市場を経営>

問題が問題であるので、本社では新市場についての真偽を正すべく調査を続けたところ、新市場建設計画は具体的に進行しており、すでに建設に着手したという。最初はアパート式にして、商人に家を貸し集団で生活するようにして、そこで私設市場として経営し、一定の成果を上げた後に認可手続きをして、許可を受けようともくろんでいる。

その設置の概要は次のようなものである。

- \* 場所 猪飼野西四丁目 木村土地合名会社
- \* 総建坪 543坪
- \* 建築費 2万2562円
- \* 戸数 120戸
- \* 建設主 井上輝衛 同代理人 金英玉
- \* 賛同人 趙京泰 李富玉他 壹百参人
- \* 建設者 日本電話建物株式会社建築部

この『民衆時報』の報道によれば、既存の朝鮮市場が収益を挙げていることに目を付けた日本人の資本家が、朝鮮人を使い設備の整った朝鮮市場を建設しようと計画したが、既存の朝鮮市場の商人達の強い反対で机上の計画のまま終わった。

#### 4. 融和団体についての糾弾

この号の「閑談 漫評」は「いわゆる融和ブローカのその弊害について」と再び融和団体の本質について語らせている。

李 今夜も暑苦しいことすな

朴 大阪の暑さは耐え難いですね

李 日々に暑くなるに従い、スイカ商売、氷商売が流行って町の至る所でスイカ売りがおり路地裏裏まで氷売りが居ますね。

朴 スイカ、氷売りだけがこの時期動き出すのではなく蚊、南京虫も蠢きだしていますよ

朴 融和菌ブローカも、この時期活発になっているのではないですか？9月の府議会選挙と来年の総選挙で甘い汁を吸おうとして

李 朴さん、聞くとところによれば大阪にはいわゆる融和団体が360もあるんだそうですね

朴 そんなことは誰もが知っていることですよ。元来、商売というものは何の商売であっても、損をする商売は無くなって行くものです。その反対に儲かる商売はそれを商いにする人が増えるものです。

高 朴兄はそれらの団体を金儲けのために存続していると規定しておられるのですか

朴 そのように規定するのが当を得ていると思われましてよ。どうしてそうだと言われれば、現代の資本主義社会制度は商品売買をその基礎にして成り立っている制度だからです。だから、一見商売には見えなくても又、大きいか小さいか、キレイか、汚いかの差はあっても商売という点では皆同じなのです。見てご覧なさい。冬には暖房装置、夏には冷房装置が整えられた、見るからに立派に見える商店もあれば、反面、子どもの小ずかい銭を引いたくするようにして成り立つ手いる露天商もあります。そして、先生が生徒に対して知識を売り、牧師が教徒に聖教を売るような、比較的綺麗な商売がある反面、夜ともなれば油頭粉面で街に出て、貞操を売る人々がいるのも事実です。この様に大小、清濁の差はあったとしても、それらはみな商売なのです。

それと同様に融和屋にも大小があるのです。

例を挙げれば15、6年前、東京ステーションホテルで梁××（注××は伏せ字××は梁権煥）と言う青年に××（暗殺、又は誅殺）され不帰の客となった××××（国民協会）の故×××（関元植）と同じような「新××主義」（日本）又は「××延長主義」（日本）を標榜して日本の中央政界の主要な人物を歴訪して「朝鮮を外地として日本を内地とする観念を捨て朝鮮を内地と考えよ。朝鮮を一植民地と考えないで新日本と考えよ、朝鮮に対する差別をなくせよ、同等の臣民権を与えよ、そうしてこそ完全な融和が成り立つのである」と主張したような連中は大商人であり、大阪で何々会、何々団を組織した連中は中位の商人で、無知な労働者を食い物にする輩は小商人である。

すでに私たちが話した私設裁判官、住宅ブローカーなども融和業の看板を掲げた輩なのですよ。

梁 しかし、その輩は融和の二字の意味することすら知らない連中が多いですね。

朴 それは当然でしょう。彼らには不恭精神がなく、己が食うためのことしか考えない俗物共だからですよ。彼らがやっていることを見れば分かるでしょう。

李 それはそうとしても、その数が360余団体とは多すぎるのではないですか

朴 其の数が多いからといって、なにが心配なのですか？彼らの米櫃になっている労働者の教育が心配ですよ。

梁 いや、其の数がだんだん多くなれば最近の産業統制法のような何らかの統制方法が出てくるのではないのでしょうか

朴 出来るかもしれませんがね。いや、すでに出来つつあるようです。大阪府知事を会長にして、各部の部長と大学教授何人か、大阪の大

新聞社の幹部達で組織された融和事業調査会がすでに出来ていますよ。

高 私は初めて聞かれましたが、そうだとするならば大阪府当局者もこれら融和ブローカーの弊害については多少とも認識しているのでしょうか。

朴 それはこれからのことでしょう。彼らの弊害について認識しているかどうかは、其の会の今後の活動を見れば分かることでしょう。しかし、なにかが期待できることはないといだけは、最初から申し上げておきましょう。

李 どうもこうも大阪とは馬鹿げたことばかりあるところですね。そ奴等の商売なるものを見ていますと。

朴 だから前にも言ったように、彼らの飯の種になっている無知な労働者を教育して、彼らと切り放さなければならず、同時に今までのように融和ブローカーのやることを黙って見過ごすのではなく、今後はブローカーたちの行動を監視して、其の生活裏面を注視して暴露するものは暴露して、一般の人々に注意を喚起させる必要があるのです。同時に社会的にも何らかの方法で、対策を講じなければならぬでしょう。

梁 そうですよ。過去にはブローカーの行いに対して朝鮮人社会は知っていても知らん顔をしてきましたからね。そんなこといちいち口にするのも煩わしいと思っていましたからね。

朴 そうですね、私たちは過去のような消極的な態度を廃して、今後は積極的な態度を取らなければなりませんね。

一同 そうです。そうしましょう。

この記事では「融和団体」の何かについての問題点を突いている。

日韓併合以後、日本の手先となって「融和」

を唱える朝鮮人は、様々な団体を名乗り動き回っていたが、この記事で指摘されている「不帰の客となった××××の故×××と同じく」の伏字も当局の指導によるものかどうかは判明しないが、その人物は、1910-20年代の朝鮮最大の親日派と言われた閔元植のことで、韓末に親日政友会を率いて『時事新報』に拠り併合推進の活動を続け、併合後は親日団体「国民協会」を率いて「新日本主義」参政権運動の旗手として活動を展開した。3・1独立運動で大きく触発された朝鮮人の政治意識を日本での参政権参加運動を唱え、問題点をすり変え幻想を与えることにより、民族独立意識を抑え込もうとした日本の政治謀略に沿って動いたのである。彼は日本当局の財政支援のもとに参政権請願運動を展開し、1920年1月の第42会帝国議会に請願書を提出した。その後も請願書をだし続け、その運動に日本当局は好意的に対応したが「時期尚早」とそれを却下していた。閔元植は1921年2月、参政権請願運動は売国行為だと憤激した民族主義青年梁権煥により東京で暗殺された。韓国では梁権煥は義士と呼ばれている。なお、この時の暗殺にいたる経緯については治安当局の報告書に詳しく述べられている<sup>(10)</sup>。

記事の中で指摘されている「融和事業調査会」と言うのは1934年4月に大阪府告示として設置された「大阪府内鮮融和事業調査会」のことであろう。この会の会長は大阪府知事であるが、委員には大阪府警察部の幹部並びに各警察署16名の署長が任命されており、警察主導の会であった。その他、市議員、検事、大阪市役所幹部などが委員になっている大がかりな調査会である。大阪府がなぜこの様な大規模な調査会を設

置したかについて、当局の資料は次のように説明している。

「大阪府下に於ける在留朝鮮人は大正元年以来逐年逡増して其の底止する処を知らざる状況にあり。而して現在其の数14万6千余名を算し、之に伴うて発生する各種警察事故も亦夫れに正比例して逐年増加頻発を見つあり、之がため管内在住内鮮人間の感情とかく疎隔勝ちにて著しく内鮮融和を阻害しつつある現状に鑑み、予て大阪府においては警察的及社会的立場よりこれら朝鮮人問題を解決し以て内鮮融和の目的を達成すべく計画其の方策講究中なりしが、客年11月1日財団法人内鮮協和会を動かし、同会主催の下に関係有力者の朝鮮人問題懇話会を持たしめ、更に、本年1月29日其の第二会懇談会を持たしめたる結果、ますます内鮮融和問題の調査研究機関として「大阪府内鮮融和事業調査会」を設置し、大阪府の社会事業の一機関たらしむることに各会合者の意見一致せるを以て、爾来大阪府特高課長、同社会課長等に於いて之が具体案作成中の処漸く其の成案を得<sup>(11)</sup>

この調査会は様々な提案をおこなっていくが、『民衆時報』で問題にしている「内鮮融和屋」に対しても一部は「不良団体」として取り締まりも実施しているが、当局から「不良団体」と指定されたほとんどの団体は、民族団体、労働団体であり、当局の同化政策に忠実な団体は「優良団体」として保護され、やがてそれらの「優良団体」等を解散統合して、1939年に全国統一的に朝鮮人の同化と侵略戦争協力に力を傾注する団体、中央協和会に組織されていった。

3号では3面の朝鮮半島関連の報道記事の中

(10) 内務省警保局 『朝鮮人近況概要』 大正11年1月

(11) 内務省警保局 『特高月報』 1934年6月分

に在日と関連のある記事がいくつか掲載されている。

### 慶尚道の窮農二千渡航 三千阻止 今後が注目される

昨年大水害に遭ったため、困窮している慶尚道方面の農民達は各々、日本に渡航しようと懸命であるが、現在まで渡航できるようになった人たちは2千人に対して阻止された人は3千人に達するという。渡航問題は今後更に注目されるであろう。

1934年10月、日本政府は「朝鮮人移住対策の件」を閣議決定して、朝鮮半島からの移住を厳しく制限するようになった。1934年には11万2千余人を数えた朝鮮人移住者が厳しい渡航制限の結果、1935年には6万3千余人も減少している。この記事はそのような状況を反映したものである。

3号の目次は次のとおりである。

1面

「識別と努力—事件ブローカを一掃しよう。」  
「ドイツの再軍備と伊、エ問題の国際的意義」  
「迷信を打破しよう」  
「新聞人として」

2面

「軍事工業視察 林陸相来阪意味深長な時局談」  
「満鉄と関東軍の協力の下北支に経済陣を広げる」  
「長江ならび黄河の大氾濫」  
「伊、エ紛争に解決の燭光」  
「日加関税報復戦」  
「米国の対ソ通商政策転換」  
「王子製紙朝鮮進出」

3面

「悪戦苦闘の日鉱精錬罷業」

「暴！国境税関員」

「朝鮮空前の明年度歳入予算」

「子どもの日記念 秘密結社を検挙」

「興南朝鮮室素女工酷使でストにあう」

「普州の小作争議 申請件数の8割は総て小作人の勝利」

4面

「東大阪朝鮮人の唯一つの朝鮮市場廃止論」

「城東消費組合の災害救援金品」

「同胞を見捨てた朝鮮人宣教師京都で問題」

5面

「隠蔽することの出来ない事件ブローカの正体 本紙記事を恐喝に捏造」

「事件ブローカの本質はこんなもの」

「森町一帯に失没する4人組暴力団」

「内容が明らかになった再建日本共産党の全貌」

6面

「在阪朝鮮人団体各種会合傍聴記」

「失業の危機に直面する百余名の朝鮮人労働者」

「人面獣心の大胆不敵な色魔」

7面

「法律知識」

「閑談漫評—融和ブローカとその弊害に対して」

8面

「職業病について」

「読者の問い—どうすれば良いのでしょうか」

「夏期と子ども」

### 在日児童と義務教育

『民衆時報』第4号は1935年8月15日に発行されたが、手元には1、2面と7、8面しかなく3、4、5、6面は欠落している。

一面の「社説」は在日児童の教育問題を扱っている。

「社説」

朝鮮人児童入学拒否について—守部村の一

(1)

現在、未曾有の農村恐慌と幾多の災害による負担の増加、金融資本ならびに地主の止まることない収奪の下、日本国内の農村の疲弊は実に言葉に絶するものがある。夫れに加え義務教育費の地方財源は時として欠乏と枯渇状態に陥り、結果として教員の減俸、俸給の未払い、欠食児童の問題などが伝えられる地方は一、二に止まらず、1930年代以降急激に増大しているのが現状である。そのため、積年の宿題になっていた義務教育費全額国庫負担が最近漸く解決の兆しを見せているが、前年の東北の冷害、関西の風水害と去る6月の西日本一帯の水害以来、程度の差は有るとはいえ、一般的に校舎改築を始めとして、地方の臨時費は多面的に増大し、それ故に痩せ馬に鞭打つように農民に対する負担は加重されるばかりである。

(2)

そのような山村漁村の渦中であつて兵庫県守部村では、70余名の学齢児童、並びに超過児童を抱えて、300余名の朝鮮人が数年間に渡って、義務教育の機会均等をもとめていたが、果たされていない児童教育界の不祥事がある。

元来どこでも同様であるが、経営難に落ちているこの村の村営学校では、児童が増加しても学校又は校舎を増設するのは容易ではなく、そのために新たに入学する児童の父兄には、特別負担金(年24円)を課すことにしたのは、学校経営上仕方ない処置であるのかも知らないが、其の負担力に欠けている人々—特に朝鮮人の場合夫れに該当する—の入学を最後まで拒否する結果となっており、朝鮮人児童教育上無視できない重大な問題であるといえる。

(3)

そればかりか山村の保守的、排他的環境の下で、彼らの置かれている政治的、社会的立場も極めて弱く、その様な処置についても異議も出せず沈黙している。現実、生活はこの様なものであるのに、子ども達の将来を教育に託しているため、親たちは何とか小学校に入学させようと、他の小学校に入学願いを出しても拒絶され、遠く離れた管外の小学校に入学しようとしても、管外であることを理由に入学を拒否されている。そのため村当局、県当局にしばしば陳情をしているが何の解決も見えていない。

(4)

管内の学校が入学超過の場合は、付近の管外学校の入学の許可を与えるなど、現実には即した方法で負担を軽くするなどの、解決の方法があるにもかかわらず、兵庫県当局の処置は従来どうりの規則を守るため解決していない。そのため、入学問題の解決が絶望的になっている守部村の三百余人の朝鮮人としては、独自に学校を経営するというのも幻想で過ぎず、それ故、彼らの子ども達は教育の機会を奪われ、そのため無知と文盲の世界に陥ることは自明のことである。

これはまさに人類社会の惨事であり又、不祥事ではないであろうか。

もし、万一この種の状況が全国的に波及したなら、貧困で無力な日本国内在住の百万朝鮮人の子ども達は、義務教育の園外に追いやられるのではないかという、間違った疑念であるかもしれないが、その様な思いを抱かざるを得ず、我々は暗澹たる気持ちを禁ずることが出来ない。

この朝鮮人児童に入学拒否に対する社説は、1934年10月の日本政府「閣議決定」の「朝鮮人移住対宅の件」で在日朝鮮人の同化教育の政策の強化を打ち出し、在日児童に日本の学校教育

を受けさせるようにした、政府の政策とは整合性を持っていない。この時期には、未だ政府の政策が市町村段階まで完全に浸透していなかったことが原因と考えられる。

この問題の発端は村当局が赤字財政に苦しみ、教育費の負担の一部を父兄に転化しようとして起きた事態であろう。結果的に貧困層の多い在日に、その最大のしわ寄せがなされたのであるが、それは朝鮮人差別と関連していたのだろうか。

社説では貧農もまた同じような状況にあったと言及しているので、これは朝鮮人に的を絞ったの処置ではなかったようだが、社説に「三百余の朝鮮人が数年間に渡って義務教育の機会均等を要求していたが果たされていない……」とあるように経済問題が直接の原因であったとしても、日本社会の朝鮮人蔑視の思潮が朝鮮人児童の入学問題を解決しようとする意欲を削ぎ、長期間放置されていたのであろう。

朝鮮人の日本への移入が増大するに従い、初期の単身出稼ぎ労働者型から1920年代には家族ぐるみの移入も増えてきて、それに従い、その子弟の教育問題も深刻な問題になっていった。在日朝鮮人の義務教育は、1930年に文部省が在日朝鮮人子弟にも義務教育による就学、義務があることを明確にするまで、朝鮮人は「外地人子弟」として義務教育対象外として、事実上放置されていて、教育を受けたい者には恩恵的に受ける許可を与えていた。又学齢期を過ぎた青少年達に夜間学校などを設置して教育に当たっていた。

その様な在日子弟の教育について1924年の朝鮮総督府の調査は「現に大阪府においては、市郡を通じ大正13年3月末調にて、朝鮮人中、学

齢児童904人あり、其中就学せる者213人、未就学者691人あるが……」<sup>(12)</sup>とあり夜間学校については、学齢期を過ぎた青少年のため、大阪府では大正12年から7-8個の夜学校が設置され、多くの青少年が熱心に学んでいると報告書は記載している。在日朝鮮人の日本への渡航が出稼ぎから一家の「定住」へと変化する1930年代になると在日子弟の教育問題は深刻な問題として浮上してくる。

多くの在日子弟は家庭が貧困であったため、就学率が日本人子弟と比較して極端に低いという現実があった。

さらに、教育の「質」の問題、すなわち、日本の学校に入学したため、常に「同化」の問題が付きまとったことである。

文部省が在日子弟にも義務教育による就学義務を明記した通達を出したその翌年、1931年在日の学齢期児童は約4万人に達していたが、入学していた者は約7千人、就学率にして約18.5%<sup>(13)</sup>に過ぎなかった。1933年には学齢児童は約8万人になり就学率は39.8%になったが、其の就学率が飛躍的に増大するのは1934年の「閣議決定」以後である。日本政府の朝鮮人同化政策の方針を受けて、融和団体などが積極的に在日児童の入学勧誘に動いたからである。

例えば1935年当時、大阪府に多く存在した融和団体「矯風会」の各会の「矯風会事業成績」では鶴橋、今泉、泉尾、中本、中津、今福の矯風会で計2031人に対して義務教育を受けるように奨励したという報告がある<sup>(14)</sup>。

守部村の在日児童入学拒否問題は、丁度「閣議決定」が実地されようとしていた時期の3-4年以前から未解決であった問題が社説で取り上げられたのであるが、同化教育を目的とした

(12) 朝鮮総督府 『阪神、京阪地方の朝鮮人』大正13年

(13) 明石書房 『在日朝鮮人』朴鐘鳴編 1935年3月刊

(14) 大阪府協和会 『昭和10年度事業報告書』

「閣議決定」までは在日の学校教育について、日本政府も社会も冷淡であった。

## 5. 朝鮮文化の高揚に胸を張る在日社会

第4号の「我々の提唱」は「職業的運動精神を排除しよう」という主張で1935年当時在日の間で盛んだったサッカー試合にまつわる問題を提唱している。

実際と本質は別問題であるが、現在我々の社会は「文化朝鮮」という広大な旗を掲げて世界に進出している。この勇壯無比の動きの一つである「スポーツ朝鮮」もまたこのスローガンどりの幾多の功績を残しているのは我々の大いなる誇りである。今我々は故国を離れ、異境で希望のない生活苦に悩まされているが、そんな中で大阪に住む同胞青年達を中心にして、意識的か無意識的か、統制されたものではないが各地に運動団体を組織して、毎年、3-4回の朝鮮人運動大会を開催している。大阪に住む同胞は20万を超えているとはいえ、これらを会合させる機関とてもなく、また大衆的な娯楽を行う機関というものは一つもない。

このような問題は、我々の生活水準が他に比べ低いということも、其の要因であるが、我々が大衆的な会合機関をもてないという、外的要因のほうが大きいと考えている。このような問題については、次の機会に提唱するとして、現在のような情勢の下では、会合として行えるものはサッカー、脚技、拳闘等であろうが、実現出来るものはサッカーが唯一の競技であろう。しかし、このような競技が行われる度に、心ある人をして、不快にさせることがしばしば起きている。大衆的な会合での運動競技を冒涇するようなことはこれを許さない。

我々はその不祥事の原因を究明して一般運動選手たちの猛省を促すものである。

一つはスポーツ精神を理解していないところから起きる出来事である。

運動競技の精神は勝ち負けを唯一の目的にしているものではない。身体を鍛え、堅固な意志を養うものであり、団体的訓練を行うことに基本的な精神がある。

二つ目は、運動技術を飯の種にしている職業的な選手達の非常識さに基因しているのであるが、彼らの勝つためには、何でもする態度にある。彼らは勝てば報酬を貰えるが、負ければなにも貰えないからである。そのため、勝つためにはどのような手段でも使い、潔くなければならない競技の場が、暴力沙汰で修羅場となることも多く、これはまさに唾棄すべきことである。

私はこの様な見地から、左記の数項目を提唱しようと思う。

- (1) スポーツ精神を無視する不純な団体で主催する競技には、各団体が参加しない。又一般社会も社会的制裁として、その競技を参観しない。
- (2) スポーツ精神を無視する不純な団体どの競技場でもスポーツ精神を無視するチームは、即時退場を命じ一定期間競技への参加を許さない。
- (3) 選手で品のない行動を取るものには競技会には参加させない。
- (4) 運動競技にあって有る種の統制機関を設立すること。 以上

当時在日朝鮮人の間では青年達のサッカー愛好会が作られ、さまざまの団体の主催で試合が行われていた。『民衆時報』の創刊号にもサッカー競技大会に関する記事が掲載されている。

## 泉州一般労組主催の第8回全関西サッカー大会開催—16、17両日大浜運動場にて

堺市の朝鮮人労働者が組織した全評泉州一般労組では、組合の年中行事の一つであるサッカー大会を今月16、17両日大浜運動場で開催するが社会的にも関心と呼んでいる。

という短い記事である。サッカー大会が1920年代後半から、在日社会でかなり盛んに行われていたことが判明する記事である。朝鮮では、サッカーは1910年代に欧州から伝えられ、地方にもクラブチームが作られていき、各地で試合が行われ大衆的な人気を得て盛んになっていった。1920年代には、植民地支配下で朝鮮チームがしばしば日本のチームを破り、日頃の抑圧の鬱憤を晴らしたことから朝鮮人のサッカー人気は更に高かまった。

この号の『民衆時報』の「提唱」では、サッカー試合でのアマチュア精神の堅持を呼びかけ、健全な主催団体の設立を主張しているが、その狙いは当時融和団体が、彼らの団体の人気取りのため、サッカー試合を開催して大枚の賞金を賭けたことに対する警鐘であり、スポーツを利用しての融和事業に対する警戒心の表示でもあった。

この「提唱」のなかで「文化朝鮮」と言う言葉が使われ、それに「広大な旗を掲げ」とか「勇壮無比」とかの、いささか大げさともいえる用語を使い「我々の誇りである」と表現しているのは、当時の朝鮮芸術、スポーツの状況が反映して、在日社会も精神が高揚しているからであろう。そのことを新聞紙面を使って報じることは、当時の日本では朝鮮の民族主義を鼓舞

する大変危険な行為と見なされたが、それをあえて記事にしたのは植民地支配を受けながらも、日本人を凌駕する優れた文化の担い手、スポーツ選手が出現したことに対する民族的矜持の現れでもある。

まず、芸術分野では崔承喜の舞踊が挙げられる。1934年4月、日本青年会館で第一回の新作舞踊発表会を開いた「朝鮮の舞姫、崔承喜」の踊りは日本の各界を驚嘆させ、多くの人々が絶賛した。

川端康成は1934年冬、雑誌『文芸』で「舞姫崔承喜」と言う文章を書き、その中で「日本一座談会というものを『モダン日本』が今年の正月号に催したとき、女流新進舞踊家の中で日本一は誰かと聞かれ、洋舞踊では崔承喜であろうと、私は答えておいた。私にそう言わせるものを、崔承喜は疑いもなく持っている。他の誰を日本一と言うよりも、崔承喜を日本一と言いやすい第一に立派な体躯である。力である。それに踊り盛りの年齢である。又彼女に著しい民族の匂いである」<sup>(15)</sup> 川端康成に代表される日本人の絶讃を在日の人々は我がことのように喜び民族的な誇りとした。

崔承喜は1923年ソウルで生まれ、1926年日本の石井漠舞踊研究所の研修生として来日、近代舞踊を研修して、その中に伝統的な朝鮮舞踊を創造的に取り入れ、新しい朝鮮舞踊を創りあげた。

1935年10月に崔承喜は大阪でも公演を行ったが、会場の朝日会館は超満員の盛況で多くの在日の人々が観覧に詰めかけた。其の状況と観覧記事が『民衆時報』第9号（1935年11月1日）に記載されている。

(15) むくげ舎 『崔承喜』 高島雄三郎+むくげ舎

1981年12月刊



### 崔承喜女史の大阪公演を見て

私は音楽や舞踊に対する知識はあまりない。又趣味にもしていない。今まで何度も何々舞踊団だ、何々劇団だという宣伝に釣られ見に行った後、「つまらない時間を過ごしてしまった」と後悔に似た不快感を感じたことも二、三度ではない。

この様な先入感が有ったためであろう、去る日の朝日会館の崔承喜の新作発表会に対しても、それほど大きな期待を持たなかった。何故なら、崔女史の舞踊を見るのが今回初めてであるからである。しかし、其の初体験で私の先入観は完全に消滅してしまった。

文字どうり立錐の余地もない超満員の会場には、観衆の息の音と時たま咳払いが聞こえるだけである。私もまた崔女史の精錬された躍動美と大陸的で男性的な烈々とした意志の動きに酔いしれてしまった。その、力づよい表情からは、現代朝鮮の社会相をかいま見ることが出来、其の躍動する息きづかいからは、新しい希望の喜びが沸き上がるようであり、果然、崔承喜は物足りなかった朝鮮舞踊に、新しい息吹を与え、生気を吹き込んだと見ることが出来る。

舞踊の知識が無いものが舞踊を評することは無謀なことではある。しかし、理論とか形式に捕らわれないで、有るがままに、思うがままに率直に思いを表明しようとするのは無益なことでは無い。

「剣舞」「僧舞」「朝鮮風のデュエット」「エヘヤノアラ」等は総て成功した作品である。その中でも「朝鮮風デュエット」は傑作である。ある人は、これを一般大衆の軽率な官能的快感に媚びて人気を得ている作品だと非難するが、崔承喜の朝鮮舞踊に対する態度の一端は、この作品が良く表現していると信じる。我々は春香伝のある場面でも、この様な踊りを見ることが

あった。しかし、本国や地方興行団のこの種の踊りは粗雑であり、あまりにもエロチックであった。そのために虚勢をはり、勿体ぶった昔日の社会では、これを賤なるものとしてきた。しかし、このデュエットは雅淡であり優美であり、秋の空と同じような明朗性がある。この頃流行の社交ダンスに比しても、はるかに優れており、農場のような所で仕事をする若い男女が、一刻の仕事の休みの間に、この踊りを踊ったならば、どれほど喜ばしいことか、どれ程、疲れが癒されることか。

「エヘヤノアラ」も又これと同じような意味で佳作である。「仮面の舞」はあまりにも無気力で、単調で退廃的であった。小鼓を頭の上、背中、両股間で打つとき、もう少し短長を付けても良いのではないかと思った。仮面も小さな髷が前に白髪のように現れているため、50-60歳の老人を想像させた。

「希望を抱いて」「生贄」も良い作品だ。広い領域を持った朝鮮舞踊に、新しい生命を与えることも崔承喜に課せられた使命であるだろうが、この様に、新しい時代に向かう新舞踊の創作も多く成して欲しい。また大きな圧力の前に失望、落胆、悲観に陥ることなく、その、圧力に抗して争っても勝とする気迫を表現することが芸術になるのではないだろうか。

制限された紙面で、これ以上書けないことが残念である。

最後に崔承喜女史にお願いすることは、恒常的な謙虚な態度と変わらぬ意志と熱意で、朝鮮舞踊を更に極めてくれることである。

この舞踊を良く知らないというSY生は絶賛ともいえる観劇記を書いているが、これは本人にも言うような、素人の同胞鼠耳からのものとしても、同じような絶賛記事を日本の専門家達

も書いている。日本で初めて「エヘヤノアラ」と「エレジイ」を発表した1934年9月の雑誌『令女界』主催の女流舞踊大会の踊りについて、翌日の新聞は「恐るべき新進現れる」<sup>(16)</sup>と報じたという。そして其の評価は前記の川端康成の評へと連なっていく。

崔承喜の朝鮮舞踊も在日の民族的自尊心を高揚させたが、脚技一翻訳するとき、どのような競技かと訝り、角川の『朝鮮語大事典』を繰ってみたが記載されていない。あるいは『民衆時報』の創字かとも考え、当時朝鮮人として自慢できる競技と言えば蹴球以外には……ああマラソンのことかと合点した。しかしマラソンを脚技とは……戦前戦後を通じて「日本マラソン史上」ただ一人のオリンピック金メダリスト孫基禎選手は、1935年当時、すでに全日本の不動のエースであった。其の活躍もまた在日の民族的自負心を擲った。この「我々の提唱」の記事は、当時のその様な在日の気分を強く反映したものである。

8面の読者の悩み相談「どうすればいいのでしょうか」では日常生活での身近な問題に答えている。

妻の虚栄心が心配です

私は一日一円30銭の日給で鉄工場働く労働青年です。今年23歳になる妻がいます。今から3年前に結婚して口げんかを一度もしたこともなく、質実で大変仲良く暮らしてきました。妻もゴム工場で安い賃金で働く女工で、1日1円ぐらゐの日給を得てきましたが、最近はゴム工場も暇で仕事もないのに、妻は流行の衣服にお金を掛けるようになり、更に香水とか、クリームとか化粧品にも相当のお金を掛け乱費してい

ます。

最近は物価も高く、日給も上がらず、その日その日を過ごすのも困難なのに、妻がこれだから、本当に気が滅入ります。優しく諭しても「私が外に出るとき裸で外出しろというのですか」と言い反発します。それでも言い聞かせているのですが直らず、これをどうすればいいのでしょうか。(神戸一職工)

答え 諭しても駄目なら経済権を取り上げなさい。

あなたの夫人だけでなく、この頃の若い女性の中には、真面目に生活している人々の輿躰を買うような行動が多いですね

あなたがおっしゃるように、夜に食べる米がなくても、クリームは買うし、借金をしてでも新しいチマ、絹のチョゴリ買い、それがなければ、さも生きられないという式です。見る目に美しく、顔を端正にして清潔に暮らすのは良いことでしょう。しかし、化粧をすれば美しく見え、絹の服を着れば綺麗に見えるというものでもありません。むしろ、化粧する仕方がどぎついと、自然で端正な顔色が損なわれ、絹の高価な衣服を着たため、純真な性格と謙虚な態度、滲み出る特性を失って見えることがあります。

朝夕、大通りに出てご覧なさい。小麦粉を塗りたくったような顔。派手で見苦しい服を着て動き回っている女性達が相当多くいます。

我々の若い女性達は、このような虚栄心に引きずられてはいけません。更に女工は女工らしくあるべきでしょう。自分の置かれている環境を考慮して、節度を持って自分の行く道をまっすぐに歩まなければなりません。

すぎたるは及ばざるごとしです。あなたの夫人も虚栄心を持った女性の一人ですから、あな

(16)同上

たは夫人が持っている「美」に対する観念を正す努力をするべきでしょう。それでも聞き入れないのなら、家庭の財布の紐をあなたが握り、米の代金、おかず代、風呂代、給てあなたが管理するようにすればいかがでしょうか。あなたの家庭は質実で、仲良く過ごしてこられたということなので、必ず、違った日々が出現することでしょう。

朝鮮の草深い農村から日本の大都会地に出てきた若い女性達が、化粧品や衣服に惹かれ「乱費」するようになったのであろうが、当時の在日の若い夫婦の日常生活の一端が伺える悩みの

相談である。

4号は3、4、5、6面が欠落しているが1、2、7、8、面の記事の見出しは次のとうりである。

1面 「社説 朝鮮人児童の入学拒否について」「職業的運動精神を排撃しよう」「鎖国で問題になる外蒙古共和国とはどのような国なのか」、  
2面 「東亜の時局を見る」「ドイツの再軍備と伊、エ問題の国際的意義」、7面 「閑談、漫評4 伊エ間の戦雲」「法律知識」「健康問題」、  
8面 「実話物語」「物を安く買おうとするならば」など

